

鉱業法関係手数料

鉱業法第181条の規定により納付すべき手数料の額

(平成24年1月21日改正)

納付しなければならない者	申請額
1. 法第18条第2項の規定により試掘権の存続期間の延長をする者	42,900円
2. 法第21条第1項の規定により鉱業権の設定を出願する者 ・ 試掘権の設定 ・ 採掘権の設定	71,800円 112,600円
3. 法第30条第1項の規定により鉱業出願地の増減を出願する者 ・ 試掘出願地の増加又は増加及び減少 ・ 試掘出願地の減少 ・ 採掘出願地の増加又は増加及び減少 ・ 採掘出願地の減少	46,700円 10,800円 51,500円 14,300円
4. 法第39条第1項の規定により鉱業権の設定の申請をする者 ・ 試掘権の設定 ・ 採掘権の設定	71,900円 113,100円
5. 法第41条第1項の規定により採掘権の設定の申請をする者	112,600円
6. 法第44条第1項の規定により鉱区を増減を出願する者 ・ 試掘鉱区を増加又は増加及び減少 ・ 試掘鉱区を減少 ・ 採掘鉱区を増加又は増加及び減少 ・ 採掘鉱区を減少	63,200円 20,600円 87,500円 24,900円
7. 法第45条第1項の規定により鉱区を増減を申請する者 ・ 試掘鉱区を増加又は増加及び減少 ・ 試掘鉱区を減少 ・ 採掘鉱区を増加又は増加及び減少 ・ 採掘鉱区を減少	53,600円 18,500円 67,800円 22,800円
8. 法第50条第1項又は第2項の規定により採掘鉱区を分割又は合併の出願をする者	83,400円
9. 法第51条の2第1項の規定により鉱業権の移転の許可の申請をする者	32,000円
10. 法第51条の3第1項の規定により届出をする者	27,800円
11. 法第66条第4項の規定により決定の申請をする者	35,600円
12. 法第67条の規定による届出をする者	12,000円
13. 法第76条第4項の規定により租鉱権の存続期間の延長の申請をする者	42,500円
14. 法第77条第1項の規定により租鉱権の設定の認可の申請をする者	72,700円
15. 法第78条第1項の規定により租鉱区を増減の申請をする者 ・ 租鉱区を増加又は増加及び減少	52,600円

・租鉱区の減少	14,500円
16. 法第90条の規定により決定の申請をする者	60,700円
17. 法第101条第1項の規定により土地の立入り又は竹木の伐採の許可の申請をする者	13,000円
18. 法第106条第1項の規定により土地の使用又は収用の許可の申請をする者	93,400円
19. 法第140条第1項の規定により実地調査を依頼する者	50,600円

注1 金額は全て、「1件につき」の金額。

注2 金額は今後改正されることがあります。

注3 電子申請の場合は金額が異なるので北海道経済産業局鉱業課へ問い合わせ下さい。

## 鉱業登録令関係手数料

鉱業登録令第10条第1項の規定により納付すべき手数料の額

(平成24年1月21日改正)

納付しなければならない者	申請額
(鉱業法関係手数料令第2条)	
1. 原簿又は閉鎖原簿(鉱区図帳及び租鉱区図帳を除く)の謄本又は抄本の交付請求	用紙1枚につき 980円
2. 鉱区図帳又は租鉱区図帳の謄本の交付請求	面積30ヘクタール又は 河床延長8km毎に 2,080円
3. 原簿若しくは閉鎖原簿又はその付属書類の閲覧請求	1鉱区・租鉱区につき 820円

注1 原簿は1鉱区につき最低2枚以上ある。

注2 鉱区図及び租鉱区図の面積については、3,000アール(30ha)未満の端数は、3,000アールに切り上げて、手数料を計算すること。

(例) 鉱区面積が19,680アールの場合

$$\text{算出方法 } 19,680 \div 3,000 \text{ a} = 6.56 \div 7$$

$$2,080 \text{ 円} \times 7 = 14,560 \text{ 円}$$

注3 金額は今後改正されることがあります。

注4 電子申請の場合金額が異なります。

(手数料の早見表) ※書面による申請の場合

鉱業原簿の謄本

鉱区図の謄本

枚数	手数料(円)
1	980
2	1,960
3	2,940
4	3,920
5	4,900
6	5,880
7	6,860
8	7,840
9	8,820
10	9,800

面積(アール)	手数料(円)	面積(アール)	手数料(円)
1~3000	2,080	30001~33000	22,880
3001~6000	4,160	33001~36000	24,960
6001~9000	6,240	36001~39000	27,040
9001~12000	8,320	39001~42000	29,120
12001~15000	10,400	42001~45000	31,200
15001~18000	12,480	45001~48000	33,280
18001~21000	14,560	48001~51000	35,360
21001~24000	16,640	51001~54000	37,440
24001~27000	18,720	54001~57000	39,520
27001~30000	20,800	57001~60000	41,600